

令和2年度墓地経営許可等事務処理状況記入要領

1 「墓地、火葬場及び納骨堂施設数」について

この表は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定により都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）から経営の許可を受けて現に経営している墓地、火葬場及び納骨堂の数を経営主体別に把握するものである。

【記入要領】

この表には、法第10条第1項（第11条において他の法律による処分との調整をした場合を含む。）の規定により、都道府県知事から経営の許可を受けて現に経営している墓地、火葬場及び納骨堂の年度末現在の数を経営主体別に計上すること。

墓 地	墳墓を設けるために墓地として許可をした区域の数を計上すること。（区域の増設を実施した場合でも「1」と計上。） なお、墳墓の数を計上しないこと。
火 葬 場	火葬を行うために火葬場として許可をした施設の数計上すること。
（再掲）恒常的に使用している火葬場	火葬を行うために火葬場として許可をした施設で、恒常的に稼働している（1年以内に稼働実績あり）施設の数計上すること。
納 骨 堂	他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために納骨堂として許可をした施設の数計上すること。

地 方 公 共 団 体	都道府県、市区町村、一部事務組合など地方公共団体が経営主体となっている施設の数計上すること。
公益社団・財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人、又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日（平成20年12月1日）前から許可を受けて経営している一般社団法人若しくは一般財団法人が経営主体となっている施設の数計上すること。
宗 教 法 人	宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）第4条に基づく宗教法人が経営主体となっている施設の数計上すること。
個 人	個人（村落の共同墓地を含む。）が経営主体となっている施設の数計上すること。
そ の 他	「地方公共団体」から「個人」までに該当しない団体が経営主体となっている施設の数計上すること。

【質疑応答】

問1 経営の許可を受け、建設中である墓地の場合、計上するか。

答 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による経営の許可を受けていれば計上すること。

問2 墓地の経営者が死亡し、現在、墓地は経営していないが廃止手続きはされていない場合、計上対象となるか。

答 廃止の手続きをしていなければ計上対象となる。

2 「埋葬及び火葬並びに改葬件数」について

この表は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定により市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が許可した埋葬、火葬又は改葬の数を把握するものである。

【記 入 要 領】

この表には、法第5条第1項の規定により、市町村長が許可した、死体・死胎埋葬、死体・死胎火葬又は改葬の数を計上すること。

埋 葬	法第2条第1項の規定による埋葬数を計上すること。
火 葬	法第2条第2項の規定による火葬数を計上すること。
改 葬	法第2条第3項の規定による改葬数を計上すること。
（再掲）無縁墳墓等の改葬	改葬数のうち、法施行規則第3条の規定による申請により許可した数を計上すること。

死 体	法第2条第1項に規定する死体のうち死胎を除く死体数を計上すること。
死 胎	法第2条第1項に規定する胎児（妊娠四箇月以上の死胎）の数を計上すること。

【審 査 要 領】

「改葬」は、「無縁墳墓等の改葬」より大きいか、等しくなること。

「改葬」 \geq 「無縁墳墓等の改葬」

参照条文

◎墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日 法律第48号）抄

（定義）

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設という。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて約骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

（埋葬、火葬又は改葬の許可）

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

（墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可）

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

（他の法律による処分との調整）

第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

◎墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年7月13日 省令第24号）抄

（改装の許可の申請）

第2条 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

三 埋葬又は火葬の年月日

四 埋葬又は火葬の場所

五 改葬の理由

六 改葬の場所

七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

（改装の許可の申請書の添付書類）

第3条 死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、若しくは収蔵された死体（妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 無縁墳墓等の写真及び位置図

二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見えやすい場所に設置された立札に1年間掲示して、広告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四 その他市町村長が特に必要と認める書類